



長野県報

2月29日(月)
平成28年
(2016年)
第2752号

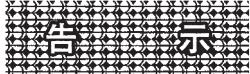
目 次

告 示

学校法人補助金交付要綱の一部改正（私学・高等教育課）	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（4件）（砂防課）	3
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の業務の委任（建築住宅課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4

公 告

平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	6
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	7
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活安全企画課）	8
平成28年度長野県警察官採用試験（A）（平成28年10月採用）及び長野県警察官採用試験（A）（平成29年4月採用第1回）の実施（人事委員会事務局）	9



長野県告示第96号

学校法人補助金交付要綱（昭和45年長野県告示第659号）の一部を次のように改正し、平成27年度の補助金から適用します。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部守一

第1中「学校又は」を「学校若しくは」に、「をいう」を「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう」に改める。

中号第7號樣式

存

に改める。

私学・高等教育課

長野県告示第97号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年2月29日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
独立行政法人国立 病院機構まつもと 医療センター中信 松本病院	松本市寿豊丘811	平成31年3月7日

医療推進課

長野県告示第98号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第99号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北安曇郡小谷村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
小谷村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図」及び「次の上記1」は、省略し、その図面及び開拓

森林づくり推進課

長野県告示第100号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成28年2月29日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
かんよう
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第101号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県伊那建設事務所及び辰野町役場に備え置きます。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
鴻の田	右に掲げる地番の土地に存する 標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ 線に囲まれた区域。	上伊那郡辰野町	澤底 " " " " " "	道下 日向 " " " " " "	75番1地先道路敷 70番1 69番1 69番口 86番 87番1 80番1 79番2 78番3 道下 76番1地先道路敷	1号 2号 3号及び4号 5号 6号 7号及び8号 9号 10号 11号 12号

砂防課

長野県告示第102号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

埴口、長入、岩清水、殿城、上塙尻、上室賀、鼻石、日陰、小山、押切前、羽黒、浦野、古城、下手、宮の入、別所、樋の口、野倉、日影、岳ノ尾、岳の尾、平井寺、上池、生田、尾野山、金井、練合、南原、上組、小屋坂、天狗平、大日向、小沢根、余里2、余里1及び二本木

2 指定の区域

上田市、東御市及び小県郡青木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

田沢、西田沢、和姫子沢、祢津姫子沢、城前（日向）、滝の沢、赤岩本郷、島川原2、切久保及び大日向

2 指定の区域

東御市及び小諸市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野

県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第104号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

山岸、押出、管社、田沢、原池、弘法、弘法2、湯の入、原、宮沢、本村、深山、市之沢及び琴山

2 指定の区域

小県郡青木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

安茂里(1)、安茂里(2)、安茂里(3)、小市、石川、塩崎(1)、塩崎

(2)、塩崎(3)、菅間、瀬関竹原、瀬関竹原東、滝本(1)、滝本(2)、宮崎、白鳥、日影、入組(1)、入組(2)、稻葉、牧島上、加賀井及び前桂

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

道路管理課

長野県告示第106号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項及び第77条の35の8第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関として次のとおり業務を委任しました。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

ハウスプラス確認検査株式会社
東京都港区芝五丁目33番7号

2 業務区域

長野県の全域

3 業務を行う事務所の所在地

東京都港区芝五丁目33番7号

4 委任した業務

建築基準法第6条の3第1項及び第18条第4項の規定による構造計算適合性判定の業務

5 業務の開始日

平成28年2月29日

建築住宅課

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月29日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

1 道路の種類 県道

2 路線名 百沢臼田線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市大字布施字前田4071番の3地先から 佐久市大字布施字前田4071番の3地先まで	旧	m 3.6～10.4	km 0.0708
同上	新	8.5～10.5	0.0708

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月29日

長野県北信建設事務所長 萩野厚

1(1) 道路の種類 県道

2(2) 路線名 宮村湯田中停車場線

3(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下高井郡山ノ内町大字寒沢776番の2地先から 下高井郡山ノ内町大字寒沢521番の1地先まで	旧	m 8.5～13.0	km 0.5079
同上	新	8.8～16.4	0.5079

2(1) 道路の種類 県道

2(2) 路線名 長瀬横倉停車場線

3(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字堺字浦沢5298番の1地先から 下水内郡栄村大字堺字大入3970番の7地先まで	旧	m 5.0～28.0	km 1.4128
同上	新	9.0～52.0	1.3954

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月29日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1(1) 路線名 寺村南松本停車場線

2(2) 供用を開始する区間

松本市平田東1丁目974番10地先から

松本市平田東1丁目995番1地先まで

3(3) 供用を開始する期日 平成28年2月29日

2(1) 路線名 寺村南松本停車場線

2(2) 供用を開始する区間

松本市平田1丁目5番5地先から

松本市出川町20番13地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成28年2月29日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年3月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月29日

長野県北信建設事務所長 萩野 厚

1 路線名 長瀬横倉停車場線

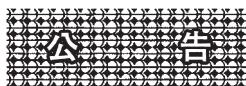
2 供用を開始する区間

下水内郡栄村大字堺字浦沢5298番の1地先から

下水内郡栄村大字堺字大入3970番の7地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年2月29日

道路管理課

**公告**

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。なお、当該試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成28年2月29日

長野県知事 阿部 守一

1 試験の期日、時間、試験地、試験会場及び科目

(1) 二級建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目	
平成28年7月3日(日) 午前10時から午後5時 10分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成28年9月11日(日) 午前11時から午後4時 まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)		設計製図

(2) 木造建築士試験

期日及び時間	試験地	試験会場	科目
平成28年7月24日(日) 午前10時から午後5時 10分まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	学 科
平成28年10月9日(日) 午前11時から午後4時 まで	松本市	松本大学 (松本市新村2095-1)	設計製図

2 受験申込手続

(1) 持参による申込み又は郵送による申込み

ア 受験申込書の配布

受験申込書は、平成28年3月7日(月)から一般社団法人長野県建築士会及び同会各支部において配布するほか、公益財団法人建築技術教育普及センターに対し、インターネット又はFAXで請求した場合には、同センターから郵送により配布します。

イ 受験申込書の受付期間等

(7) 持参による受付

受付期間	平成28年4月7日(木)午前10時から平成28年4月11日(月)午後5時まで
受付場所	長野県建築士会館 3階会議室 (長野市大字南長野字宮東426-1) 松筑建設会館 2階第3会議室 (松本市島立996(松本合同庁舎南隣))

(1) 郵送による受付

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験をしたことのある者のうち、受験をした二級建築士試験若しくは木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付できる者又は持参による申込みができないやむを得ない事情があると公益財団法人建築技術教育普及センターが認めた者に限り行うことができます。

受付期間	平成28年3月14日(月)から平成28年3月29日(火)まで(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。
郵送先	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

ア 受験申込受付期間

平成28年3月22日(火)午前10時から平成28年3月29日(火)午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込んでください。